

厚木市地域包括ケア（研修・啓発・広報）連絡会設置規程

（設置）

第1条 地域包括ケア社会の実現に向け、市民理解を深めるための普及啓発及び在宅医療・介護に関わる人材の資質向上を図るため、厚木市地域包括ケア（研修・啓発・広報）連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域包括ケアシステムに係る市民理解の促進に関すること。
- (2) 在宅医療・介護関係者の資質向上に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、連絡会が必要と認めること。

（構成員）

第3条 検討会は、次に掲げる職種又は機関の者で構成する。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 看護師
- (5) 理学療法士又は作業療法士
- (6) 介護支援専門員
- (7) 管理栄養士
- (8) 医療ソーシャルワーカー
- (9) 地域福祉推進委員会委員
- (10) 地域包括支援センター職員
- (11) 障がい者相談支援センター職員
- (12) 厚木市社会福祉協議会職員

（任期）

第4条 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 構成員は、再任されることができる。

（リーダー及びサブリーダー）

第5条 連絡会にリーダー及びサブリーダーを置き、構成員の互選により定める。

2 リーダーは、連絡会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 連絡会の会議は、必要に応じてリーダーが招集する。

2 連絡会の会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（意見の聴取）

第7条 連絡会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 連絡会の庶務は、地域包括ケア推進主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、リーダーが会議に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成30年8月1日から施行する。

2 この規程の施行日以後最初に委員となる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和2年5月31日までとする。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。